

聖憲撰 『釈論百条第三重』 翻刻・国訳

— 《大乘通局》 《顕論密論》 《不二顕密》 —

鈴木晋雄

一、はじめに

「新義の教相は瑜憲両公を抜く者なかりき¹」とも言われるように、新義学派の学僧は頼瑜と聖憲に代表される。頼瑜によって端が開かれた新義教学は、聖憲によって大成された。

頼瑜の著作は膨大で、空海の著作をはじめ『大日経疏』や『釈摩訶衍論』など真言宗必読の書物に対し、悉く議論や注釈を施している。そのような中で、聖憲は頼瑜以降の根来の論義、とりわけ『大日経疏』と『釈摩訶衍論』に関する論義をそれぞれ百題にまとめ、『大疏百条第三重』（以下『大疏第三重』）と『釈論百条第三重』（以下『釈論第三重』）を著した。

新義学派の教学は論義によって研鑽がなされ、『大疏第三重』と『釈論第三重』はその中核を担ってきた。

その学風は現代にまで通じ、真言宗智山派では冬報恩講や豎義の中で現在も両著作に基づく論義が行われている。

このように、『釈論第三重』は、『大疏第三重』と並び、新義学派にとつて極めて重要な著作である。『大疏第三重』は、『大正新脩大藏經』（第七九卷、一五三八番・二五三九番）にも掲載があり、さらには、勝又俊教氏の『真言の教学』²によつて算題すべての国訳と引用文一々の出典が精査された。両『第三重』は、内容が難解であるのに加え、分量も多く、全体を読み通すことが困難であつた。しかし、『大疏第三重』は、『真言の教学』の刊行によつて著作全体を把握することが格段と容易になつた。一方の『釈論第三重』は、未だ翻刻・活字化がなされておらず³、それに伴つて『釈論第三重』に関する研究も少ない。

そのような状況において、本稿では、『釈論第三重』第一巻より《大乘通局》《顕論密論》《不二顕密》⁴を取り上げ、翻刻・国訳を行い、併せて引用文の出典等を明記していく。なお次号以降においても、各算題の翻刻・国訳を順次続ける予定である。

一、 論題概要

《大乘通局》

『釈摩訶衍論』という題目について、「摩訶衍」が能入門・所入門の兩門に通じるのか否かを論じるも

のである。摩訶衍は能入門にも通じるかという問者に対し、答者は所入門に局るべきとの立場を取る。

頼瑜『釈論第一愚草』では、《三、題摩訶衍具三十三法門乎事》に相当する。『釈論第三重』の答者は「所入に局るべきなり」とするのに対し、『釈論愚草』の答者は「或が云く」と断つたうえで「所入及び不二に局る。能入門には通ぜず」と述べる。さらに、「又の義」として「不二に限るか」ともいう。したがって、能入門には通じないという点で両者は一致するが、所入門に局る『釈論第三重』に対し、『釈論愚草』は不二門にも通ずるとする説を挙げる。

《顕論密論》

『釈摩訶衍論』が顕密二蔵に通じるのか否かを論じるものであり、答者は覚鑿の『釈論指事』や『釈論愚案鈔』等を証拠とし、通じるべきとの立場を取る。

『釈論第一愚草』の《四、今論通顕密二蔵歟事》に相当し、『釈論愚草』と『釈論第三重』は同じ立場を取る。

《不二顕密》

三十三法門をもつて顕密を証する時に不二門は密蔵のみであるのか否かを論じるものである。顕乗の極果を不二とする問者に対し、答者は不二はただ密蔵であるとの立場を取る。

『釈論第一愚草』では《五、今論可云密論歟事》に相当するとも思われるが、議論の内容は相違しており、

『釈論第一愚草』において《不二顕密》に一致する算題は見られない。

【付記】 本稿における翻刻・国訳に際し、便宜をいただいた各位、殊に川崎大師教学研究所には、心より感謝申し上げます。

三、【翻刻・国訳】 川崎大師教学研究所所蔵『釈論百条第三重』巻一

凡例

一、本翻刻・国訳は川崎大師教学研究所に所蔵されている版本『釈論百条第三重』（書架番号：10025）巻一における《大乘通局》《顕論密論》《不二顕密》の翻刻・国訳である。なお、必要に応じて、運敞撰『大疏啓蒙第一』（川崎大師教学研究所所蔵本・書架番号：10024）も参照した。

二、本資料（『釈論百条第三重』巻一）の書誌情報は以下の通りである。

「刊行年」寛永十年 「刊行者」記載無し 「装丁」袋装 「法量」縦：二六・七糎、横：一六・九糎、
一面：一〇行、二〇字、全八四丁（表紙含まず） 「表紙」別表紙・紺 「表題」題簽に「釈論第
三重一」と墨書 「内題」「釈論百条第三重」 「尾題」無 「識語」裏表紙見返し右下に「真善院
と墨書 「備考」訓点あり⁵

三、翻刻に当たっては以下の形式に基づいた。

① 漢字の表記は原則として底本に従ったが、一般的でない異体字・略字は通用の字体に改めた。

② 振り仮名、送り仮名、返り点の表記も底本に従った。但し、「シテ」「ナリ」「コト」等の片仮名の略字は開いて表記した。

③ 割注は該当箇所をへゝにて括った。

④ 底本のあきらかな誤字等は適宜改めた。

四、国訳に当たっては以下の形式に基づいた。

① 翻刻中に使用されている旧字等は通用の字体に改めた。

② 書名には『』、引用文には「」を付し、可能な限り出典を示した。書名・出典の略号は以下の通りである。

『釈論』 龍猛 『釈摩訶衍論』

『疏』 法敏 『釈摩訶衍論疏』

『通玄鈔』 志福 『釈摩訶衍論通玄鈔』

『贊玄疏』 法悟 『釈摩訶衍論贊玄疏』

『記』 普観 『釈摩訶衍論記』

『二教論』 空海 『弁頭密二教論』

『大疏』 善無畏・一行『大日經疏』

『大正藏』 『大正新脩大藏經』

『卍統』 『卍統藏經』(Z本)

『大日仏』 『大日本仏教全書』(鈴木版)

『弘大全』 『弘法大師全集』

『興大全』 『興教大師全集』

③割注は該当箇所をへゝにて括った。

④底本において、引用文には返り点が付されていないが適宜書き下した。

⑤底本には段落・改行が殆どないため、内容を考慮し、適宜段落を分けて改行を試みた。

【翻刻】《大乘通局》

今ノ論ノ題ニ釋摩訶衍論文今此摩訶衍ハ可云通スト能入門ニ

乎 答可レ局ニ所入ニ也 兩方ナリ若レ云通スト者勘ニ一論ノ前後ニ

摩訶衍ノ名ハ偏ニ在ニ所入不ニ今ノ摩訶衍何ソ忽ニ通ニ能入門ニ

乎是以一師ノ釋ニ今據當論既分門法不名大乘文若

又依レ之云レ尔者題ハ一部ノ惣稱也一論所明ノ法門不レ可

レ有レ所レ漏能入門何ソ不レ云ニ摩訶衍ト乎是以無際大師釋セリ

一丁右

摩訶衍名周遍該通無所遺故ト尔者兩方ナリ

答凡依ニ常途ノ教文ニ時ハ三十三共ニ大乘也對ニ小乘ニ之故ニ

依レ之慈行大師若就常教及通相義可名大乘文雖

レ然今ノ論ハ開ニ門法ヲ之時摩訶衍ノ名ハ偏ニ局ニ所入ニ所入十名ノ

中ニ八者名摩訶衍文能入ニ無ニ此ノ名一之故且ハ慈行ノ釈專

叶ニ道理ニ不レ可レ有ニ相違一 矣

重難云凡大乘ハ了義ノ通名摩訶衍ハ滿字ノ別號也何於ニ

能入門ニ強簡ニ此名一乎何況大乘ト者運ニ載シテ行者ヲ令レムル到ニ果

地一之稱也若尔者所入ハ無名相ノ法躰ニシテ直ニ無下運ニ載スル行者一

之義上所入ノ上ニ開ニテ真如生滅ノ義門一ヲ授ル行者一ニ之時依レ之ニ修

行シテ到ニル所入一之故ニ大乘ノ義ハ設雖レ局ニ能入一不レ可レ云レ局ニトハ所入一

乎是以勘ニ處々ノ論釈一立義分ニハ乘此三十二種甚深安

車達於清淨無上地故文三十二種齋シク名ニ安車ト是豈ニ

非ニ大乘ノ名ヲ許スニ能入一乎又第七卷ノ擧劣顯劣門ニハ明ニトシテ十信ノ

退相一云ニ雖值摩訶衍之因緣ト第十卷ニハ判ニトシテ四心下品之

一丁左

人^一甚深無極大乘初學習故^文此等^ハ學^ルカ十信所修ノ行

相^一故所行ノ大乘^ハ專可^ニ能入門^一乎但至^レ云^下明^ニ門法ノ十名^一ヲ

之時於^ニ能入^一無^中此名^上者彼^ハ且^ク舉勝為論ノ意也門法對

弁^{スル}之時^ハ付^レ勝^{タル}ニ雖^三トモ所入^ヲ名^ニク^ト摩訶衍^ト准^ニスル^ル常途ノ教門^ニ之時能

入何^ソ癡^シ此名^一乎次^ニ至^ニ慈行ノ積^一者既^ニ云^ニ若就常教及通

相義可名大乘^一准^ニシ^テ常教^ニ并^ニ依^下不^レ分^ニ門法^一相通相之義^上之

時^ハ許^スト能入門^ヲモ可^レ名^ニク^ク摩訶衍^ト之義^上ヲ被^{タリ}得^レ既分門法不名

大乘^ト者對^ニ辨^{スル}門法^一之時^ハ摩訶衍ノ名^ハ局^ニテ所入^一非^レ云^レ不^レ與^ニ

能入^一乎此論ノ前後門法對辨ノ積又此意也

答實^ニ如^ニ難勢^一准^{スル}餘教^ニ之時^ハ以^テ能入門^一可^レ名^ニテ大乘^一之條

勿論也然^トモ今^ノ論^ハ所入^ニ立^ニテ此名^一ヲ不^レ與^ハ能入^一之故摩訶衍ノ

名局^ト所入^一云事專任^ニ論判^一者也若於^テ能入^一可^レク^ハ許^スス摩訶

衍ノ名^一者何舉^ニ能入^一異名^ヲ之時不^レ立^ニ此名^一乎例^セハ可^レ如^下ナル如

來藏ノ名通^ニシ^テ門法^一立^中同名^上ヲ凡立^ニ門法ノ名字^一事^ハ隨^ニ義門^一不

定也或^ハ以^ニ別名^一依^ニ隣近有財等ノ積^一有^レ名^ニコト^ト他法^一或^ハ通名^ヲ

依^ニ舉勝為論隱顯互論等ノ義門^一有^レ名^ニコト^ト一法^一今論^ハ以^ニ法

二丁右

二丁左

躰^一ヲ為^二所入^一ト以^二義門^一ヲ為^二カ能入^一ト之故^ニ奪^二能入^一之功^ヲ偏^ニ為^二ル所入^一之名^ト也是以立義分^ニ問^ニ答^{スル}三十二門法之名數^ト之

時間^ニ何故摩訶衍成十六耶^ト答^ニ十六ノ法^ヲ問^ニ何故能入

門成十六耶^ト答^ニ十六ノ門^ヲ若摩訶衍ノ名不レハ簡^ニ能入^ト何

答^ニ摩訶衍ノ問^ヲ偏^ニ舉^ン所入ノ十六^ヲ乎今ノ論ノ意摩訶衍ノ名^ヲ不

レ名^ニ能入^ニ云事良^ニ以分明也但大乘^ハ了義ノ通名也^ト云事

會釈先立^テ顯^レ畢且^ハ慈行釈盡^ニ其理^一但彼釈^ハ通相ノ義在^ニ

今論^ニ云事甚不^レ可^レ尔今據當論既分門法ノ釈ノ意今論^ハ

分^ニ門法^ヲ論^{ナル}故大乘ノ名^ハ偏^ニ在^ニ所入^ニ餘教^ハ強^ニ不^ニ分^ニ別^セ門法^ヲ

故大乘ノ名非^レ云^レ無^レト所^レ簡^乎若通相ノ義^ヲ許^サ今論^ニ今據當

論^ト者指^ソ何ノ文^ヲ乎若今論ノ門法對辨^{スル}之處^ニ能入^ヲ云不^レト名^ニ

摩訶衍^ト者是^ハ題額ノ下ノ釈也題額^ハ無^ニ門法對辨^一故摩訶

衍ノ名尤^可レ通^ニ能入^ニ而^ニ題^ノ摩訶衍偏^ニ云^レ局^ニト所入^ニ可^レ知何ノ

處^ニ有^ニカ門法對辨之義^一故摩訶衍ノ名^ノ云^レ不^レト許^ニ能入^ニ也若

尔者及通相義^ト者容有^ノ釈^ト可^ニ意得^一也次至^レ云^ニ所入^ハ無名

相ノ法躰^{ナル}故^ニ大乘ノ名^ハ專可^レ在^ニ能入門^ニ者此難勢ノ意^{ナラ}ハ所入^ヲ

云レ不レト名ニ摩訶衍ト坎若尔者非ニ今ノ尋ノ意ニ今ノ尋ハ通局ノ尋カ故
自レ元推シテ能入運載之功一ヲ此功ハ見レハ在ニト所入一還テ奪ニ能入一ヲ不
レ興ニ摩訶衍ノ名一也次ニ至レ云ニ三十二種甚深安車ト者彼ハ乘ノ

三丁左

名ヲタル三十二ニ也今簡ニフハ能入ニ專ラ在ニ大ノ字ニ故不レ成ニ證文ト也
次至ニテハ第七第十兩處之文ニ者彼ノ摩訶衍ト者教法也自

レ本大乘ノ名ヲ局ニト所入ニ云事ハ推ニス功於本ニ義也故ニ知行者ノ正
所行ハ雖ニ能入門也ト為レ述下カカ値ニ甚深ノ教ニ之由上ヲ云レ雖レト値下ト說ニク所
入一之教門上ニ也

一問鈔ノ意以ニ甚深ノ名一ヲ全ニ同セリ大乘ニ故ニ積云若准餘教及
通相義積為對小乘故言甚深云全ニ同ナリ若就常教ノ之

積ニ彼ハ第十卷ノ諸佛甚深廣大義ノ甚深ヲ論ニ所入トシテ被レ積ニ望
能入門故極甚深故ト之處ノ積也彼ノ文處ニハ甚深ノ名ハ局ニトモ所

四丁左

入ニ云ニ三十二種甚深安車ト之時者甚深之稱通ニス能入一
故知ヲ通相之說ハ直ニ有ニ今論ノ說文ニ云事

答誠如ニ難勢ニ通相之積似レ在ニルニ今論ニ然トモ依ルニ今據當論既
分門法ノ今ノ字ト既ノ字ト兩字ノ起盡ニ今論ハ通相トシテモ門ヲ不レ名ニ大乘ト

被^レ得若尔者三十二種甚深安車^ト者甚深之稱^ハ猶有

レ在^ニル^ニモカ^カ所入^ニ言惣意別^ハ聖教ノ常ノ習^{ナル}故三十二^ヲ悉^ク似^トモ云^ニ甚深^ト
意^ハ指^ニ二十六所入^ヲ也^矣

【国訳】《大乘通局》

今の論の題に「釈摩訶衍論」と文り。今此の摩訶衍は能入門に通ずと云うべしや。

答う。所入に局るべきなり。

両方なり。若し通ずと云わば、一論の前後を勘るに摩訶衍の名は偏に所入不二に在り。今の摩訶衍、何ぞ忽ちに能入門に通ぜんや。是を以て一師の釈に「今当論に拠りて既に門法を分かつに大乘と名づけず」と文り。若し又之に依りて爾りと云わば、題は一部の物称なり。一論所明の法門にして漏れる所有るべからず。能入門、何ぞ摩訶衍と云わざるや。是を以て、無際大師、「摩訶衍の名、周遍該通し、遺す所無きが故に⁷」と釈せり。爾らば両方なり。

答う。凡そ、常途の教文に依る時は三十三共に大乘なり。小乗に對するの故に。之に依りて、慈行大師、「若し常教及び通相の義に就かば、大乘と名づくべし⁸」と文り。然りと雖も、今の論は門法を開くの時、摩訶衍の名は偏に所入に局る。所入十名の中に「八は摩訶衍と名づく」と文り。能入に此の名無きの故に。且つは慈行の釈専ら道理に叶い、相違有るべからず。

重ねて難じて云く、凡そ大乘は了義の通名、摩訶衍は満字の別号なり。何ぞ能入門に於いて強ちに此の名を簡らんや。何ぞ況や、大乘とは行者を運載して果地に到らしむるの称なり。若し爾らば、所人は無名相の法体にして直に行者を運載するの義無し。所入の上に真如生滅の義門を開いて行者に授くるの時、之に依りて修行して所入に到るの故に。大乘の義は設い能入に局るとは雖も、所入に局るとは云うべからざるか。是を以て処々の論釈を勘るに、立義分には「此の三十二種の甚深の安車に乗りて清淨無上地に達するが故に」と文り。三十二種、齊しく安車と名づく。是れ豈に大乘の名を能入に許すに非ざらんや。又、第七卷の挙劣顕劣門には十信の退相を明かすとして「摩訶衍の因縁に值うと雖も」と云い、第十卷には四心下品の人を判ずとして「甚深無極の大乘（に帰依して）初めて学習するが故に」と文り。此等は十信所修の行相を挙ぐるが故に、所行の大乘は専ら能入門なるべきをや。但し、門法の十名を明かすの時、能入に於いて此の名無しと云うに至ては、彼は且く挙勝為論の意なり。門法対弁する時は勝れたるに付いて所入を摩訶衍と名づくと雖も、常途の教門に准ずるの時、能入何ぞ此の名を廢せんや。次に、慈行の釈に至ては、既に「若し常教及び通相の義に就かば、大乘と名づくべし」と云う。常教に准じ、並びに門法を分かつざる通相の義に依るの時は能入門をも摩訶衍と名づくべきの義を許すと得られたり。「既に門法を分かつに大乘と名づけず」とは、門法を対弁するの時は摩訶衍の名は所入に局りて、能入に与せずと云うに非ざるや。此の論の前後の門法対弁の釈も又此の意なり。

答う。実に難勢の如く、余教に准ずるの時、能入門を以て大乘と名づくべしの条、勿論なり。然れども、

今の論は所入に此の名を立て、能入に与えざるの故に、摩訶衍の名、所入に局ると云う事、専ら論判に任せる者なり。若し能入に於いて摩訶衍の名を許すべくは、何ぞ能入の異名を挙ぐるの時、此の名を立てざらんや。例せば、如来蔵の名、門法に通じて同名を立つが如くなるべし。凡そ門法の名字を立てる事は義門に随いて不定なり。或いは別名を以て隣近・有財等の釈に依りて他法に名づくること有り。或いは通名を挙勝為論・隠顕互論等の義門に依りて一法に名づくること有り。今論は法体を以て所入とし、義門を以て能入とするの故に、能入の功を奪いて偏に所入の名とするなり。是を以て、立義分に三十二門法の名数を問答するの時、「何の故に摩訶衍は十六を成ずるや¹⁵」と問じて十六の法を答え、「何の故に能入門は十六を成ずるや¹⁶」と問じて十六の門を答せり。若し摩訶衍の名、能入門を簡わざれば、何ぞ摩訶衍の間を答して、偏に所入の十六を挙げんや。今の論の意、摩訶衍の名を能入に名づけずと云う事、良に以て分明なり。但し、大乘は了義の通名なりと云う事、会釈先立ちて顕れ畢る。且つは慈行の釈に其の理を尽くす。但し、彼の釈は通相の義、今論に在りと云う事、甚だ爾るべからず。「今当論に拠りて既に門法を分かつ¹⁷」の釈の意、今論は門法を分かつ論なるが故に、大乘の名は偏に所入に在り。余教は強ちに門法を分別せざるが故に、大乘の名、簡う所無しと云うに非ざるや。若し通相の義を今論に許さば、「今当論に據りて¹⁸」とは何の文を指すぞや。若し今論の門法対弁するの処には、能入を云いて摩訶衍と名づけずとは、是れは題額の下の釈なり。題額は門法対弁すること無きが故に、摩訶衍の名、尤も能入に通ずべし。而るに、題の摩訶衍、偏に所入に局ると云う。知るべし。何れの処にも門法対弁の

義有るが故に、摩訶衍の名の能入に許さざると云うなり。若し爾らば、「及通相義」とは容有の積と意
得べきなり。次に、所入は無名相の法体なるが故に大乘の名は専ら能入門に在るべしと云うに至ては、
此の難勢の意ならば所入を摩訶衍と名づけざると云うか。若し爾らば、今の尋の意に非ず。今の尋は通
局の尋なるが故に、元より能入は運載の功を推して此の功は所入に在ると見れば、還て能入を奪いて摩
訶衍の名を興さざるなり。次に、「三十二種の甚深の安車」²⁰と云うに至ては彼は乗の名を三十二に名づ
くるなり。今能入を簡うは、専ら大の字に在り。故に証文と成らざるなり。次に、第七・第十の兩処の
文に至ては、彼の摩訶衍とは教法なり。本より大乘の名を所入に局ると云う事は功を本に推す義なり。
故に知んぬ。行者の正所行は能入門なりと雖も、甚深の教に値うの由を述べんが為に、所入を説くの教
門に値うと雖もと云うなり。

一、問う。『鈔』の意、甚深の名を以て大乘に全同せり。故に、積して云く、「若し、余教及び通相の義
積に准ぜば、小乗に対するが為の故に甚深と言う」²¹と云々。「若就常教」の積に全同せり。彼は第十卷の「諸
仏甚深広大義」²³の甚深を『論』に所入として「能入門に望むるに（故に）極めて甚深なるが故に」²⁴と積
せらる処の積なり。彼の文の処には甚深の名は所入に局れども、「三十二種の甚深の安車」²⁵と云うの時は、
甚深の称、能入に通ず。故に知んぬ。通相の説は直に今論の説文に有りと云う事を。

答う。誠に難勢の如く、通相の積、今論に在るに似たり。然れども、「今当論に抛りて既に門法を分か
つに」²⁶の今の字と既の字と兩字の起尽に依るに、今論は通相としても門を大乘と名づけずと得られたり。

若し爾らば、「三十二種の甚深の安車」²⁷とは、甚深の称は猶お所入に在るにもかと有り。言惣意別は聖教の常の習なるが故に、三十二を悉く甚深と云うに似たれども、意は十六の所入を指すなり。

【翻刻】《顯論密論》

今論ハ可レ云上通ニ顯密ニ藏一之論上ナリト乎 答可レ通也 兩方

若云レ通者定ニ顯密ニ藏一ヲ事可レ任ニ論家ノ説相ニ然ニ四八一

階ノ法門ハ廢ニシ六大四曼之談一ヲ五分十軸ノ章段ハ闕ニセリ五相三

密之説一ヲ可レ知非レ通ニ密論ニ云事是以宗家ノ釈ニ地論釈論

稱其離機根^文若又云レ爾者先德ノ釈ノ中ニ居ニシテ權實ノ中間ニ

兼ニ顯密ノ兩際一ヲ判^{セリ}如ニ解釈一ノ者通ニ顯密ニ云事實ニ以分明也

答自レ本所ニ答申一可レ通ニ顯密ニ也先德ノ釈其旨分明也凡

今論ハ判ニ性修得不ノ優劣一ヲ明ニ言心離不離之差異一ヲ局レ顯ニ

論^{ナラハ}豈有ニ此等ノ義一乎但至ニ難勢ニ者若有ニ^{ラハ}六大四曼等ノ説一

可ニ唯密ノ論一^{ナル}何以レ彼ヲ為ニ局レ顯ニ之道理一乎次ニ一教論ノ釈ハ指ニ

智度論^ヲ云ニ釈論一^ト坎或^ハ又且^ク約ニ離機根之名言同^{ナル}一^ニ坎無ニ

相違^一 矣

五丁右

重難云凡定^ニ論藏之顯密^ヲ事^ハ專^ラ可^レ任^ニ所明^ノ之法門^ニ也

三十二^ハ修行種因^カ故置^テ而不^レ論^レ之依^ニテ不^ニ顯密^ノ之

義^ニ可^レ定^ニ論藏之顯密^ヲ坎設雖^ニ不^ニ名^クト密藏^ニ不^レ顯^ニ密^ノ義

門^一者可^ニ權多實少^ノ論^一彼楞伽智度雖^ニ權多實少^ノ之經

論也^ト誰^カ以^レ彼^ヲ定^ニ密經密論^ト乎然^ニ不^ニ摩訶衍^ヲ問^ニ答^シテ因

緣分^ニ不^レ出^ニ其機^一云^ニ離機根故離教說故^ト若顯^下以^ニ不^ニ密

密藏也^上者尤可^レ判^ニ有機有教^ト既^ニ癡^ニ機教^ヲ豈^ニ非^レ墮^ニ權開^ニ

乎但以^ニ言語^ノ心量離不離之說^ヲ判^ニ顯密^ノ界畔^一云事甚

不^レ可^レ然於^ニ顯教絕離^ノ位^ニ出^ニ密^ノ言^心尤以^ニ彼言^心可^レ述^下

緣^ニ詮^{スル}六四大曼等^ノ法門^一之旨^ヲ然^ニ彼^ノ言^心ノ境界^ハ真如無

相之重也故^ニ能詮^ノ如義語^ヲ以^ニ維摩^ノ無言^ヲ證^レ之能緣^ノ寂滅

寂靜念^ヲ判^ニ無能念可念^ト更^ニ非^ニ密^ノ言^心乎離不離之說^ハ

似^ニ遮表^ニ離絶之義^ハ還^テ同^{ナル}乎次至^レ云^ニ地論^ノ論稱其離

機根之釈^ハ約^ニ言^ノ同^{ナル}者若法門^ノ位分^レ顯密^一者何以^ニ詞^ノ相

似^一齊^レ之乎若如^レ是大日經^ニ說^テ自證^ノ極位^一云^ニ佛法離

諸相^ト同^シ顯^ノ無相^ノ極理^ニ可^レ判^レ之^ヲ乎次^ニ論者指^ニ智論^一云

五丁左

事甚不_レ可_レ尔於_二智論_一ニ説_ク離機離教_一ト文處何_クツヤ乎又云_三龍
猛ノ釈論ニ挿_二ト圓海不談之説_一ヲ可_レ指_二智論_一乎圓海ト者今ノ論ニ
或云_二性德圓滿海_一ト或云_二圓々海德諸佛_一ト非_レ依_二此_一ノ兩處ノ
文_一乎於_二智論_一ニ有_二圓海ノ説文_一ニ云事有_二説處_一乎若無_二説
處者胸臆ノ妄談也_矣

六丁右

答以_二今論_一ヲ一定_レ通_二ト顯密_一ニ事_ハ任_二先德ノ釈義_一ニ加之小栗栖ノ常
曉和尚ノ請來ノ表_ニ云此論正_ニ談_ニ密藏ヲ傍_ニ括_二顯教_一ヲ云_云先德
愚案鈔又同_レ之此等ノ釈偏_ニ任_二高祖ノ定判_一ニ故大師以_二今
論_一ノ第_二得不問答_一第_二ノ言語心量離不離之説_一第五ノ

五重ノ問答第十ノ攝不攝之文ヲ備_ヘ玉_ヘリ顯密界畔ノ誠證_ニ依_レ之
三學録ノ中_ニ以_二二部十一卷ノ論_一ヲ_ヘ釈論并菩提心論_ノ判_ニセリ真言所學ノ
論_一ト殆_云トモ唯密ノ論_{トハ}不_レ可_レ云_二唯顯之論_{トハ}乎凡起信論_ハ撰_{スル}一
代百億ノ契經ノ義理_ヲ之時諸教所_ニ崇尚_{スル}真如ノ理_ハ生滅門
之分齊也此上_ニ立_二真如門_一ヲ是則諸教究竟絶離之位

六丁左

也何ノ教_ニカ以_レ之有_下不_レ為_二極理_一ト之宗_上乎然_ニ今論_ハ彼ノ理_ヲ猶降_{シテ}
縁起因分_ト其上_ニ立_二性德圓滿之不_一ヲ是豈非_下越_{タル}一代

百億之所説^ニ之重^上乎是以宗家住心論ノ中^ニ判^{シテ}云ク諸教ハ
 以^ニ真如^一為^ニ究竟^一今此宗ハ真如^ニ有^ニ能生^一所謂^ス云字也^云
 云字者不^ニ是^ハ就^ニ事相^ニ可^レ尋^レ之但依^ニ不^ニノ顯密^ニ可^レ
 定^ニ論藏^ノ之顯密^ニ云事答者尤所^ニ依憑^一トスル也此論義ハ依^ニ
 顯ノ人師ノ意^ニ者不^レ及^レ尋^ニ事^{ナリ}依^ニテ宗家ノ御意^ニ有^ニ此尋^一也然^ニ宗
 家ノ御意ハ不^ニ云^レ通^{スト}顯^ニ一義有^レトモ之局^ル顯^ニ之義更^ニ無^レ之若
 許^ニハ不^ニ密^{ナル}義^ヲ者是則今論^ヲ為^{スル}通^レ密^ニ之的^ト也次權多
 實少ノ論^カ故可^ト顯論^一ナル云事不^レ可^レ爾權多實少ト者説^ニ顯教^一
 之義門^一中^ニ傍^ニ插^ニ密義^ヲ也然^ニ今ノ不^ニハ非^ニ彼ノ例^ニ絃^ニ一^ス代ノ教
 理^一為^ニ三十二ノ法門^一義勢先顯畢此三十二^ヲ下^ニ緣起因^一
 分^一以^ニ性德ノ根源^一稱^ニス不^ニ摩訶衍^一以^レ密^ヲ為^ニ能生ノ根源^一ト以
 レ顯^ヲ為^ニ所生ノ枝末^一誰^ニ以^ニ不^ニノ説文^ノ少^一為^ニ傍説ノ法門^一乎依^ニ
 此義門^一者可^レ云^ニ唯密ノ論^一不^ニノ法門^ハ居^レ高^ニ攝^レ低^ヲ故然^レトモ於^ニ
 三十二^ニ判^シ機教契當之旨^一述^ニ修行入證之義^一依^レ之^ニ
 向不^レ云^ニ密論^一也常曉和尚云下正談^ニ密藏^一傍括^中顯教上傍
 正ノ義門深叶^ニヘリ論意^一次至^レ云^ニ言語心量離不離之義非^ニ

七丁右

顯密ノ界畔ニ者本論ハ、顯論カ、故以ニ三離之說ヲ示ス、躰真如之

位一ヲ是則四家大乘究竟ノ理皆以ニ言心離絶一ヲ為ニ至極一ト意

也然ニ釈論ハ、傳レ密ヲ元祖ノ所積ナルカ、故為レ顯下、以ニテ諸教ノ絶離一ヲ為ニ密

藏ノ本分一ト之旨上出三ス五種ノ言說ト、與ニ十種心量一トヲ真如ノ離絶ハ約ニ

四言九心一ニ若顯下、以ニテ如義ト一々心一トヲ縁ニ詮スルハ、之ヲ非ニ顯教絶離

之分齊一ニ之旨上給也、以ニテ如義一々心一ヲ無説無念ノ分齊也ト

云事不レ可レ尔、尔實ニ無説無念ナラハ、無レ所レ陪ニ離説離念之分ニ云テ

得談真理得縁真理一ト何用乎況又三昧經ニ說ク如義語一ヲ

之時先舍利弗真實ノ理ヲハ、不レ可レ言說ス定メテ難三如來宣ニ說シ玉フヲ真

實ノ理一ヲ如義語若無説ノ分ナラハ、豈到ニ此難問一乎如來又約ニシテ佛

生ニ説ニ答之給フ意ハ云レ不レト可三宣ニ説真實之理一ヲ約ニシテハ、衆生所

用ノ四種ノ妄語一者不レ能レ說コト、故云ニ不説一ト也若約ニ佛所用ノ如

義語一者直ニ説ニ真實之理一ヲ故今日云ニ説法一ト也、是豈無説ヲ

為レ説ト乎但引ニ證スルコト、維摩ノ無言一ヲ有ニ義一ニハ、彼ハ釈トシテ本論ノ因言

遣言之文一ヲ為レ證ニ能遣因言一ヲ引ニ淨名ノ無言一ヲ也、是則述ニ本

論之意一ヲ故ニ四種ノ言語離絶之位ヲ且ケク名ニ如義一ト異下三昧經

七丁左

八丁右

約ニ遮表一分^中別^{スルニハ}真妄二語ヲ^{ニハ}自宗ノ意ハ淨名居士ヲ^ハ西方ノ語

菩薩ト習也無言^ハ且ク^ク顯^{下ス隔ニル}顯機之聞^{一ヲ}之義^{上ヲ}也本論ノ因言^ハ

雖レ指ニ無言ノ如義ヲ^ヲ釈論ニ開^ニ會^{シテ}彼^{一ヲ}云^ニ能遣如如々說^ト同^ニ三^ニ

昧經ノ如義^ニ引^{ニク}維摩經^一也是則約^レ顯^ニ者雖^ニ無言^ト約^レ密^ニ者

為^レ成^{ニカ}有言^一也若維摩一向無言^{ナラハ}豈^ニ文殊讚仰^{シテ}云^ニ如言

說如々耳聽如^ト乎次^ニ一々心若以^ニ無念^一為^レ念^ト者何云^ニ

甚深真躰非餘境界唯自所依緣為境界^ト乎若以^ニ無

念^一假^ニ云^ニ能緣^一者以^ニ真如門^一直^ニ可^レ為^ニ能緣^ト然^ニ真如門^ハ無^ニ

心念^一故云^ニ一々心ノ所緣^ト豈^ニ又云^ニ無心^ト乎且^ハ如義^一々

心^ハ一具ノ法門也如義既^ニ存^ニ有言^一義^一々心何云^ニ無念^ヲ

為^レ念^ト乎顯ノ人師被^レ封^ニ言^ニ亡慮絶之極理^ニ乍^レ見^ニ得談

得緣ノ明文^ヲ猶強^テ述^ニ無談無緣之義^一是豈非^ニ掩^レ耳^ヲ偷^ムニ鳴

鐘^一乎次^ニ地論釈論ノ事地論^ハ居^レ顯^ニ判^{下ス}自宗ノ極理非^ニカ言^ハ心ノ

境^一故絶^ニ機根^一之旨^{上ヲ}釈論^ハ居^レ密^ニ判^ス密乘法門^ハ非^ニ顯機^ノ所^一

レ及^ニ異^ニ顯密^ニ能絶離之機^ハ共^ニ在^ニ顯機^一故意大^ニ同^{スル}也如是

絶離再約²⁸因位談非謂果人耶²⁹ノ結釈可^レ思^レ之所詮顯

八丁左

九丁右

教無相絶離ノ極位ハ約スレハ 顕ニ 雖レ 属ニ 顕教之分齊ニ以ニ密ノ眼一ヲ見
レ之密蔵³⁰ 激³⁰ 玄ニシテ 顕機不^レ及^ハ之處開^レ 顕且^ク云ニ 顕教ノ極理一ト也
尋^ニレハ 彼ノ極理ノ實躰一ヲ全^ク 密乗也 故ニ 四言九心等ノ所^ニ 絶離^ス一
云ニ 顕ノ極理一トモ 或云ニ 密蔵一トモ 故地論釈論其旨遙^ニ 同也 懸會
者非^ニ 二分同^一 一^ニ 徃^レ 似^レ タ^レ トモ 異^{ナル}ニ 實^ニ ハ 同^{ナル}ヲ云ニ 懸會一也 矣

【国訳】《顕論密論》

今論は顕密二蔵に通ずるの論なりと云うべしや。

答う。通すべきなり。

両方なり。若し通ずと云わば、顕密二蔵を定む事、論家の説相に任すべし。然るに、四八一階の法門は
六大四曼の談を廃し、五分十軸の章段は五相三密の説を闕せり。知るべし。密論に通ずるに非ずと云う
事を。是を以て宗家の釈に、「地論釈論には其の機根を離れたりと称し³¹」と文り。若し又爾りと云わば、
先徳の釈の中に、「権実の中間に居して、顕密の両際を兼ねる³²」と判ぜり。解釈の如くならば、顕密に
通ずと云う事、実に以て分明なり。

答う。本より答え申す所、顕密に通すべきなり。先徳の釈、其の旨分明なり。凡そ今論は性修得不の優
劣を判じ、言心離不離の差異を明せり。顕に局る論ならば、豈に此等の義有らんや。但し難勢に至ては、

若し六大四曼等の説有らば、唯密の論なるべし。何ぞ彼を以て顕に局るの道理とするか。次に、『二教論』の釈は『智度論』を指し「釈論」と云うか。或いは又、「離機根」の名言同なるに約すか。相違無し。重ねて難じて云く、凡そ論蔵の顕密を定むる事は専ら所明の法門に任すべきなり。三十二は修行種因海なるが故に、置いて之を論ぜず。不二顕密の義に依りて論蔵の顕密を定むべきか。設い不二は密蔵に名づくとも、密の義門を顕さざれば権多実少の論なるべし。彼の『楞伽』『智度』は権多実少の経論なりと雖も、誰か彼を以て密経密論と定むるや。然るに、不二摩訶衍をば因縁分に其の機を出さざること問答して「機根を離るが故に教説を離るが故に」と云う。若し不二を以て密蔵なりと顕さば、尤も有機有教と判ずべし。既に機教を廃す。豈に権関に墮るに非ざらんや。但し、言語心量離不離の説を以て顕密の界畔を判ずと云う事、甚だ然るべからず。顕教絶離の位に於いて密の言心を出すならば、尤も彼の言心を以て六大四曼等の法門を縁詮するの旨を述ぶるべし。然るに、彼の言心の境界は真如無相の重なり。故に、能詮の如義語をば「維摩の無言」³⁴を以て之を証し、能縁の寂滅寂靜の念をば「能念も可念も無し」³⁵と判ぜり。更に密の言心に非ざらんや。離不離の説は遮表に似たれども、離絶の義は還て同なるをや。次に、「地論釈論には其の機根を離れたりと称し」³⁶の釈は言の同なるに約すと云うは、若し法門の位を顕密に分ければ、何ぞ詞の相似を以て猥しく之を齊するや。若し是の如くならば、『大日経』に自証の極位を説いて「仏法は諸相を離る」³⁷と云うも、顕の無相の極理に同じて之を判ずべしや。次に、「釈論」は『智論』を指すと云う事、甚だ爾るべからず。『智論』に於いて「離機離教」と説く文処、何

くんぞや。又龍猛の『釈論』に円海不談の説を挿むと云いて『智論』を指すべけんや。円海とは今の論に、或は「性徳円満海」³⁸と云い、或は「円々海徳諸仏」³⁹と云う。此の両処の文に依るに非ざらんや。『智論』に於いて円海の説文ありと云う事、説く処有るか。若し説く処無くんば、胸臆の妄談なり。

答う。今論を以て顕密に通ずと定むる事は先徳の釈義に任す。しかのみならず、小栗栖の常暁和尚の請来の表に云く、「此の論、正に密蔵を談し、傍に顕教を括る」⁴⁰と云々。先徳の『愚案鈔』⁴¹も又之に同ず。此等の釈、偏に高祖の定判に任せるが故に、大師、今論の第一の得不問答、第二の言語心量離不離の説、第五の五重の問答、第十の摂不摂の文を以て、顕密界畔の誠証に備えたまえり。之に依りて『三学録』の中に二部十一巻の論〈『釈論』並びに『菩提心論』〉を以て真言所学の論と判ぜり。殆ど唯密の論とは云えども、唯顕の論とは云うべからざるか。凡そ、『起信論』は一代百億の契経の義理を撰するの時、諸教の崇尚する所の真如の理は生滅門の分齊なり。此の上に真如門を立つ。是れ則ち諸教究竟絶離の位なり。何の教にか之を以て極理とせざるの宗有らんや。然るに、今論は彼の理を猶お縁起因分と降じて、其の上に性徳円満の不二を立つ。是れ豈に一代百億の所説に越えたるの重に非ざるか。是を以て、宗家、『住心論』の中に判じて云く、「諸教は真如を以て究竟とし、今此の宗は真如に能生有り。所謂る⁴²字なり」と云々。⁴²と云々。と云々。と云々。是れは事相に就いて之を尋ぬべし。但し不二の顕密に依りて論蔵の顕密を定むべしと云う事、答者の尤も依憑とする所なり。此の論義は顕の人師の意に依らば、尋に及ばざる事なり。宗家の御意に依りて此の尋有るなり。然るに、宗家の御意は不二、顕に通ずと云う一義之

に有れども、顕に局るの義更に之に無し。若し不二の密なる義を許さば、是れ則ち今論を密に通ずるの拠とするなり。次に、権多実少の論なるが故に顕論なるべしと云う事、爾るべからず。権多実少とは顕教の義門を説く中に、傍らに密義を挿むなり。然るに、今の不二は彼の例に非ず。一代の教理を統べて、三十二の法門とする義勢、先に顕し畢んぬ。此の三十二をば縁起因分と下して、性徳の根源を以て不二摩訶衍と称す。密を以て能生の根源とし、顕を以て所生の枝末とす。誰か不二の説文の少なきを以て傍説の法門とするや。此の義門に依らば、唯密の論とも云うべし。不二の法門は高に居して低を撰するが故に。然れども、三十二に於いて機教契当の旨を判じ、修行入証の義を述べ。之に依りて一向に密論とは云わざるなり。常暁和尚、「正に密蔵を談じ、傍に顕教を括る」と云うは、傍正の義門深く論意に叶えり。次に、言語心量離不離の義、顕密の界畔に非ずと云うに至ては、本論は顕論なるが故に、三離の説を以て体真如の位を示す。是れ則ち四家大乘究竟の理皆な言心離絶を以て至極とする意なり。然るに、『釈論』は密を伝える元祖の所積なるが故に、諸教の絶離を以て密蔵の本分とするの旨を顕さんが為に、五種の言説と十種の心量とを出す。真如の離絶は四言九心に約す。若し如義と一々、心とを以て之を縁詮するは、顕教絶離の分齊に非ざるの旨を顕し給うなり。如義一々心を以て無説無念の分齊なりと云う事、爾るべからず。実に無説無念ならば、離説離念の分に陪む所無し。「真理を談ずることを得」⁴⁵「真理を縁ずることを得」⁴⁶と云いて何の用や。況や又、『三昧経』に如義語を説くの時、先ず舍利弗、真実の理をば言説すべからずと定めて、如来、真実の理を宣説したまうを難す。如義語若し無説の分ならば、豈に此の難

問を致さんや。如来も又、仏生二説に約して之に答え給う意は、真実の理を宣説すべからずと云うは、衆生所用の四種の妄語に約すれば、説くこと能わざるが故に不説と云うなり。若し仏所用の如義語に約すれば、直ちに真実の理を説くが故に今日説法すと云うなり。⁴⁸ 是れ豈に無説を説とせんや。但し、維摩の無言を引証すること二義有り。一には、彼は本論の因言遺言の文を釈すとして能遣因言を証せんが為に浄名の無言を引くなり。是れ則ち、本論の意を述ぶるが故に四種の言語離絶の位を且く如義と名づく。『三昧経』の遮表に約して真妄二語を分別するには異なり。二には、自宗の意は浄名居士をば西方の語菩薩と習なり。無言は且く顕機の聞を隔つるの義を顕すなり。本論の因言は無言の如義を指すと雖も、『釈論』に彼を開会して「能遣如如々説」⁵⁰と云いて、『三昧経』の如義に同じて『維摩経』⁵¹を引くなり。是れ則ち顕に約さば無言と雖も、密に約さば有言なることを成ぜんが為なり。若し維摩一向に無言ならば、豈に文殊讚仰して「如言は如を説き、如耳は如を聴く」⁵²と云わんや。次に、一々心若し無念を以て念とすれば、何ぞ「甚深の真体、余の境界に非ず。唯だ自所依のみ縁じて境界とす」⁵³と云わんや。若し無念を以て仮に能縁と云わば、真如門を以て直ちに能縁とすべし。然るに、真如門は心念無きが故に一々心の所縁と云う。豈に又無心と云わんや。且つは、如義一々心は一具の法門なり。如義既に有言の義を存せば、一々心何ぞ無念を念とすと云わんや。顕の人師、言亡慮絶の極理に封ぜられ、得談得縁の明文を見ながら、猶お強いて無談無縁の義を述ぶる。是れ豈に耳を掩いて鳴鐘を偷むに非ざるや。⁵⁴ 次に「地論釈論」の事、『地論』は顕に居して、自宗の極理、言心の境に非ざるが故に機根を絶するの旨を判ず。『釈論』

は密に居して、密乘法門は顕機の及ぶ所に非ざることを判ず。顕密に異なれども、能絶離の機は共に顕機に在するが故に、意大いに同ざるなり。「是の如くの絶離は並びに因位に約して談ず。果人を謂うには非ざるなり」⁵⁵の結釈、之を思ふべし。所詮、顕教無相絶離の極位は顕に約すれば顕教の分齊に属すと雖も、密の眼を以て之を見るに密藏幽玄にして顕機の及ばざるの処なり。顕を開いて且く顕教の極理と云うなり。彼の極理の実体を尋ねれば全く密乘なるが故に、四言九心等の絶離する所を顕の極理とも云い、或いは密藏とも云う。故に、『地論』『釈論』其の旨遥かに同なり。「懸かに会えり」⁵⁶とは分同に非ず。一往異なるに似たれども実には同なるを「懸かに会えり」と云うなり。

【翻刻】《不二顕密》

宗家意以二三十三ノ法門ヲ證ニ顕密ヲ之時以不二ヲ唯可レ為ニ

密藏ト乎 答可レ爾也 兩方ナリ如ニ講答一者不二ハ是離言ノ

果分同ニ諸教絶離一依レ之離機根故離教説故ノ釈ハ專ラ同セリ

九丁左

花嚴不與教相應離教説故之釈ニ是以宗家釈ニ五教

性海不可説ノ文ト與ニ龍猛菩薩圓々性海不可説ノ言ト懸

會^文以ニ顯乘ノ極果ヲ為ニ不二^{見リ}若又云レ爾者ニ教論等ノ

中ニ引ニ五重ノ問答ノ得不文^{ヲ成セリ}不二密藏之旨^{ヲ矣}

答凡今論ハ專辨ニ顯密ノ淺深一ヲ正ケク判ニ性修ノ優劣一ヲ是則以ニ不

二ヲ為ニ密藏一故也若不二ヲ同ニセ顯ノ果一者以レ何為レ密ト可レ判ニ顯

密ノ界畔ト乎且ハ一邊ニ令レ出一給フニ教論等積分明也但至ニ

一邊一者離言ノ詞雖レ同ト其意頗異也彼ハ顯ノ極理契證絶

言ノ故是ハ密乘之法門四言不レ及之故次宗家ノ積ハ分同

也非ニ全同ニ欵

重難云凡定ニ法門ノ顯密一ヲ事ハ可レ任ニ論家ノ積相ニ也若於ニ不

二ニ不レ開ニ六大四曼等之義相一者以レテカ何ヲ可レ知ニ不ニ密藏

之旨一乎乎立ニ不ニヲ為ニコトハ三十二ノ通所依ト本論ノ意又尔也若

尔者本論ノ不ニモ又可レ云ニ密藏也ト乎然ニ本論ハ攝シテ一代百

億ノ契經ノ義理一ヲ所三建ニ立スル三十三ノ法門一ヲ也宗家判ニシ玉フ顯教契

經部有百億一ト之故百億ノ契經ニ不レ説レ密ヲ之條勿論也攝スル

彼義理一ト之時不レ可レ述ニ密義一道理分明カ故本論不ニ可ニキ

顯教之分齊一ナル事無ニ異論一者欵今論解ニ本論一ト之時何忽ニ

背ニ本論之義理一以ニテ不ニヲ為ニ密義一ト乎設今論ハ挿ニ深密之

義一不ニ一之上ニ許下トモ為ニ密藏一ト之義上ヲ又為レ顯之旨ヲ偏ニ不レ可レ癡ス

十丁右

十丁左

乎若不_二ヲ_一一向為_二密藏_一者隨經演義不敢違越之宗

家ノ_一積非_レ成_二銚楯_一乎若_レ積_下不_二ヲ_一為_二密藏_一之旨_上者尤於_レ此_ニ

可_レ判_下有_二機教_一之旨_上例如_下躰真如之理_上云_二離言說相_一之

時_ハ約_レ顯_ニ以_二如義語_一ヲ談_{スル}之為_レカ_ニ密_上不_二ハ_一既定_二離機離教_一為

顯乘絕離之無相之極理_一事更不_レ及_二異論_一乎_ニ宗家ノ_一所

積_モ一向不_レ可_レ云_レ局_レハ_ニ密_ニ欵是以_レ先德ノ_一指事_ニ引_二二教論ノ_一兩

處之文_一致_レ問_ヲ云_ク問_下シテ_レ何故_ニカ_ニ違_二大師ノ_一意趣_ニ背_二造論ノ_一旨說_ニ今

猥_ク注_二此義_一ヲ甚以_レ不可_也上_ト答_ニ云_テ付_二此論_一ニ_ニ大師ノ_一意趣_{不_二アラス}

一准_ニ付_二テ_一豎中ノ_一豎淺畧ノ_一一義_ニ作_二シ_一玉_フ彼說_ヲ等_云此_ニ積_ノ意_ハ大師

御意_モ非_レ許_下以_二不_一ニ_一ヲ_一且_ク為_レ顯_ト之義_上乎若_レ尔者以_二テ_一地論_一積

論_ヲ云_二分同_一ト會_レ積_{非_レ背_二先德ノ_一所積_ニ乎_一但至_下以_二不_一ニ_一ヲ_一為_レ顯_ト}

者依_レテ_カ何_レ可_レ判_二ス_一顯密之_一界畔_ヲ哉_上者若_レ於_二不_一ニ_一成_二顯密ノ_一論_ヲ

者此_レ段強_{不_レ可_二會通_一ス_レ難_ニス_一宗家ノ_一積_ヲ故_今ハ_{且_ク通局ノ_一不_レ審_カ}}

故_レ可_レ言_二此段_一ヲ_ニ宗家ノ_一御意_{於_二不_一ニ_一有_二淺畧深秘ノ_一二門_一淺}

畧門_ハ同_ニカ_ニ本論_一故_{不_二ニ_一ヲ_一為_レト_モ顯_ト依_二深秘門_一ニ_{得_レ不_レ攝_レ不_レ等_レ之}}

問答悉_ク成_二顯密優劣ノ_一證文_一也_{次_ニ五教性海ノ_一離言_ト不_二ニ_一}

離言ト其旨別也ト云事甚不レ可レ爾ニ教論既ニ同シテ之ニ釈ニ如

是絶離置約⁵⁷因位談非謂果人也一給フ上先徳又釈^{玉ヘリ}約^ニスト

豎中ノ豎淺畧ノ一義ニ何云ニ彼此ノ意異ト乎況又第十卷論ニ

引^テ大本花嚴ノ圓々海一合^{セリ}今論ノ不二一何云^下ハ^五教性海ト與^ニ

不二ト其位別也^上乎 答依^ニ宗家ノ意^一者今論ノ不二ハ可^ニ唯

密藏^{一ナル}也若許^下不二通^{スル}ノ顯^ニ之義^上者得不ノ問答明無明等

之說何強^ニ成^ニ顯密ノ優劣ト乎於^ニ顯教中^一嘆^{シテ}其宗極^一如^レ是ノ

釈^{セン}乎不^レ可^レ有^ニ相違^一故^ニ然^ニ彼等ノ說文成^ニ顯密優劣之判

文^ト事^ハ不^ニ唯^シ局^ル密藏^ニ故也退^テ案^ニ其ノ道理^一ヲ顯教^ハ悉^ク以^テ無

相絶離^一為^ニ宗極^ト故^ニ法相^ニ立^ニ廢詮談旨諦^一為^レ極理^ト三論^ニハ

以^ニ言亡慮絶^一之空理^一為^ニ宗極^ト天台^ニ以^ニ百非洞遣^一四句

皆亡言語道断^一心行所滅^一位^一為^ニ宗極^ト花嚴^ニ云^テ因分可

説果分不可説^ト以^テ不可説^ヲ為^ニ究竟至極^ト此等ノ宗極^ハ一

代百億ノ經ノ中取^テ無相離言ノ理^一為^ニ宗極^ト也而今ノ論攝^ニ一

代教義^一盡^ニ法門ノ分齊^一之時以^テ究竟絶離之位^一為^ニ真如

門^一故^ニ真如門^ハ當^レ諸教之宗極^ニ於^ニ顯教^一何有^下超^ニ過^一之^ニ位^上乎

十一丁左

十二丁右

然^ニ今論^ハ判^シ玉^{ヘリ}三十二^ヲハ修行種因海^{トシテ}從^ニ不^ニ一^ニ生^{スル}旨^ヲ既以^ニ不^ニ一^ニ

為^ニ顯教ノ極理ノ能生^ト三十二^ヲハ定^ニ不^ニ二^ニ所撰所得之法^ト非^レ密^ニ者

何^ソ乎故^ニ住^ニ心論^ニ諸ノ顯教^ハ以^ニ真如^ヲ為^ニ至極之理^ト密教之

意^ハ於^ニ真如^ニ有^ニ能生^ニ所謂吽字也^{取意}吽字^ト不^ニ二^ト其義

全同也誰^カ以^ニ吽字^ヲ為^ニ顯ノ理^ト乎此旨既^ニ分明^{ナラハ}不^ニ一^ニ遮^ルハ機^ヲ

遮^ニ顯機^一不^ニ一^ニ離^ニ言教^ヲハ者遮^ニ因人之四種ノ言說^ヲ之條無^ニ

異論^一者何同^ニ顯ノ極理ノ言心俱絶ノ義^ニ乎但至^レ云^下於^ニ不

二^ニ不^レ開^中六四大万等^上者今論^ハ積^ニ顯論^一故顯ノ究竟絶離

之位^ハ示^{シテ}密乘也^ト判^ニ顯密ノ優劣^ヲ也大途^ハ真生^ニ二門ノ教門ノ

分齋^{ナルカ}故不^レ及^三開^ニ說^{スル}六四大曼等^ヲ也若開^ニ說^セ彼義^ヲ者可^ニ

唯密ノ論^{ナル}何云^レ居^ニ權實ノ中間^ニ乎次三十二^{以テ}不^ニ一^ニ為^ニ通

所依^ト事不^レ知^レ密^ヲ前ノ難也若知^レ密^ヲ之時^ハ一代諸教^ハ皆令

レ入^レ密^ニ之方便故^ニ以^レ密^ヲ可^レ為^ニ通所依^ト也次至^ニ先德積^一者

彼ノ指事中^ニ就^テ積論^ニ作^ニ四重ノ秘積^ヲ文處^ニ有^ニ兩處^一一處^ニ不

二^ヲ為^レ密^ト三十二^ヲ為^レ顯^ト為^ニ初重ノ淺畧^ト准^{セハ}彼積^ニ者以^ニ不^ニ一^ニ

属^{スル}顯^ニ義更無^レ之上下ノ積不^レ可^レ成^ニ鉾楯^ヲ故^ニ云^モ豎^カ中ノ豎淺

十二丁左

畧一義一ト非ニ不ニヲ為スルニハ、顯ト坎若尔者大師ノ御意ハ以ニ不ニノ不
説一ク假リニモ不レ可レ同ニ地論ノ不説ニ不説ノ義有レ所ニ懸同ニ故云ニ地論
釈論稱其離機根等ト也此釈ハ源付下テ釈論ノ云ニ一切教法ハ

十三丁右

皆盡ニト立義分ニ云レ通ニト因果二分ニ云ニ一切ノ所化ノ機ハ盡ニト初因
縁一ニ釈スルニ通中スト因果二機上致レ問ヲ也意論釈ハ云ニ顯ニ説スト因果ノ二教
二機一故此分ニテハ假リニモ地論釈論不レ可ニ齊シク釈一故致レ問也答スル之
時離機離教之説ハ云ニナリ浅畧ノ一義也ト意ハ約ニ顯機ノ不レト及四
言ノ不説トニ云ニ離機離教ト未ニ顯ニ説セ不ニノ有機有教ノ之旨一ヲ故
有下同ニ地論一之邊上者云ニ豎中豎浅畧之一義ト也云レテ非ニ
不ニヲ云レハ顯ト也次至レ云下大本花嚴ノ圓々海ヲ合ニスルカ不ニ故不
二可中ト花嚴ノ果分ノ之分齋上者誰カ大本花嚴ノ圓々海ヲ共ニ許セン
花嚴ノ果分ト乎大本經ハ、權多實少ノ經カ故圓々海徳諸佛ト
者指ニ密佛一也故ニ論此不二法形於彼佛其徳勝故文
為レ證ニ彼文一引ニ大本經一也大師判ニシ玉ヘリ彼佛者種因海ノ佛也ト
因果二佛ノ攝不攝是顯密優劣ノ證文也何以ニ花嚴經ノ
所説一ナルヲ同ニセン花嚴宗ノ所立ノ果性不可説一乎

十三丁左

【国訳】《不二顕密》

宗家の意、三十三の法門を以て顕密を証するの時、不二を以て唯だ密蔵とすべしや。

答う。爾るべきなり。

両方なり。講答の如きは、不二は是れ離言の果分にして諸教の絶離に同ず。之に依りて、「機根を離れたるが故に、教説を離れたるが故に」⁵⁹の積は専ら花嚴の「教と相応せざる（教説を離れたる）が故に」⁶⁰の積に同ぜり。是を以て宗家の積に、「五教の性海不可説の文と龍猛菩薩の円々性海不可説の言と懸かに会えり」⁶¹と文り。顕乗の極果を以て不二とすると見えたり。若し又爾りと云わば、『二教論』等の中に五重の問答の得不の文を引いて、不二密蔵の旨を成ぜり。

答う。凡そ、今論は専ら顕密の浅深を弁じ、正しく性修の優劣を判ず。是れ則ち不二を以て密蔵とするが故なり。若し不二を顕の果に同ぜば、何を以て密とし、顕密の界畔と判ずべしや。且つは一辺に出せしめ給う『二教論』等の積分明なり。但し一辺に至ては、離言の詞同なりと雖も、其の意頗る異なり。彼は顕の極理なり。契証絶言の故に。是は密乗の法門なり。四言の及ばざるの故に。次に、宗家の積は分同なり。全同に非ざるか。

重ねて難じて云く、凡そ、法門の顕密を定むる事は論家の積相に任すべきなり。若し不二に於いて六大四曼等の義相を開かざれば、何を以てか不二密蔵の旨を知るべしや。不二を立て三十二の通所依とする

ことは、本論の意も又爾るなり。若し爾らば、本論の不二も又密藏なりと云うべしや。然るに、本論は一代百億の契経の義理を撰して三十三の法門を建立する所なり。宗家、「顕教の契経部に百億有り」と判じたまうの故に、百億の契経に密を説かざるの条勿論なり。彼の義理を撰するの時、密義を述ぶべからざる道理分明なるが故に、本論の不二は顕教の分齊なるべき事異論無き者か。今論、本論を解するの時、何ぞ忽ちに本論の義理に背きて不二を以て密義とするや。設い今論は深密の義を挿んで不二の上に密藏とするの義を許すとも、又顕とするの旨を偏に廃すべからざるや。若し不二を一向に密藏とせば、「経に随いて義を演べて敢えて違越せず」⁶³の宗家の釈は鉾楯を成ずるに非ざるや。若し不二を密藏とするの旨を釈せば、尤も此に於いて機教有りの旨を判ずべし。例えば、体真如の理を離言説相と云うの時は顕に約し、如義語を以て之を談ずるを密とするが如し。不二は既に離機離教と定め、顕乗絶離の無相の極理とする事、更に異論に及ばざらんや。宗家の所釈も一向に密に局るとは云うべからざるか。是を以て、先徳の『指事』に『二教論』の両処の文を引きて問を致して云く、「何の故にか大師の意趣に違し、造論の旨説に背きて今猥しく此の義を注す。甚だ以て不可なり」⁶⁴と問して、「答えて云く、此の論に付いて大師の意趣、一准にあらず。豎中の豎、浅略の一義に付いて彼の説を作したまう」⁶⁵等と云々。此の釈の意は大師の御意も不二を以て且く顕とするの義を許すに非ざるや。若し爾らば、『地論』『釈論』を以て分同と云う会釈、先徳の所釈に背くに非ざるや。但し、不二を以て顕とするは何に依りてか顕密の界畔を判ずべきかというに至ては、若し不二に於いて顕密の論を成ずれば、此の段強ち会通すべからず。

宗家の積を難すべきが故に、今は且く通局の不審なるが故に、此の段を言うべし。⁶⁶ 宗家の御意、不二に於いて浅略深秘の二門有り。浅略門は本論に同ずるが故に、不二を顕とすれども、深秘門に依りて得不・撰不等の問答悉く顕密優劣の証文と成るなり。次に、五教の性海の離言と不二の離言と其の旨別なりと云う事、甚だ爾るべからず。『二教論』、既に之に同じて「是の如きの絶離は並びに因位に約して談ず。果人を謂うには非ざるなり」⁶⁷と釈し給う。上の先徳も又、豎中の豎、浅略の一義に約すと釈したまえり。何ぞ彼此の意異なりと云うや。況や又、第十卷の『論』⁶⁸に『大本花嚴』の円々海を引いて今論の不二に合せり。何ぞ五教の性海と不二と其の位別なりと云わんや。

答う。宗家の意に依らば、今論の不二は唯だ密蔵なるべきなり。若し、不二、顕に通ずるの義を許さば、得不の問答・明無明等の説、何ぞ強ちに顕密の優劣と成らんや。顕教の中に於いて其の宗極を嘆じて、是の如きの積せん事、⁶⁹相違有るべからざるが故に。然るに、彼等の説文を顕密優劣の判文と成す事は不二唯し密蔵に局るが故なり。退して其の道理を案するに、顕教は悉く無相絶離を以て宗極とするが故に、法相には廢詮談旨の諦を立てて極理とし、三論には言亡慮絶の空理を以て宗極とし、天台には百非洞遣・四句皆亡・言語道断・心行所滅の位を以て宗極とし、花嚴には因分可説果分不可説と云いて不可説を以て究竟至極とす。此等の宗極は一代百億の経の中、無相離言の理を取りて宗極とするなり。而るに今の論一代教義を損し、法門の分齊を尽くすの時、究竟絶離の位を以て真如門とするが故に、真如門は諸教の宗極に当たれり。顕教に於いて何ぞ之に超過する位有らんや。然るに、今論は三十二をば修行種因海と

して不二より生ずる旨を判じたまえり。既に不二を以て顕教の極理の能生とし、三十二をば不二所撰所得の法と定む。密に非ざれば何ぞや。故に、『住心論』に「諸の顕教は真如を以て至極の理とす。密教の意は真如に於いて能生有り。所謂る吽字なり」とへ取意。吽字とは不二と其の義全同なり。誰か吽字を以て顕の理とせんや。此の旨既に分明ならば、不二に機を遮するは顕機を遮し、不二に言教を離れるは因人の四種の言説を遮するの条にして異論無き者なり。何ぞ顕の極理の言心俱絶の義に同ぜんや。但し、不二に於いて六四大万等を開かずと云うに至ては、今論は顕論を釈するが故に、顕の究竟絶離の位は密乘なりと示して顕密の優劣を判ずるまでなり。大途は真生二門の教門の分齊なるが故に、六四大曼等を開説するに及ばざるなり。若し彼の義を開説せば、唯密の論なるべし。何ぞ権実の中間に居すと云わんや。次に、三十二、不二を以て通所依とする事、密を知らざる前の難なり。若し密を知るの時は、一代諸教は皆密に入らしむるの方便なるが故に、密を以て通所依とすべきなり。次に、先徳の釈に至ては、彼の『指事』⁷¹の中に『釈論』に就いて四重の秘釈を作す文処に兩処有り。一処には不二を密とし三十二を顕とするを初重の浅略とす。彼の釈に准ぜば、不二を以て顕に属する義、更に之無し。上下の釈、鉾を成ずべからざるが故に、「豎が中の豎、浅略の一義」⁷²と云うも、不二を顕とするには非ざるか。若し爾らば、大師の御意は不二の不説を以て、仮にも『地論』の不説に同ずべからず。不説の義、懸同する所有るが故に、「地論釈論には其の機根を離れたりと称し」⁷³等と云うなり。此の釈は源と『釈論』の「一切教法は皆な立義分に尽くす」と云うを「因果二分に通ず」と云い、「一切の所化の機は初因縁に尽

くす」と云うを「因果二機に通ず」と釈するに付いて問を致すなり。意は、論釈には因果の二教二機を
74
顕説すと云うが故に、此の分にては、仮にも『地論』『釈論』を齊しく釈すべからず。故に問を致すなり。
之に答する時、離機離教の説は浅略の一義なりと云う意は顕機の及ばざると四言の不説とに約して離機
離教と云うと。未だ不二の有機有教の旨を顕説せざるが故に。『地論』に同するの辺有れば、「豎中の豎
75
浅略の一義」と云うなり。爾りと云いて、不二を顕と云うには非ざるなり。次に、『大本花嚴』の円々
海を不二に合するが故に不二は花嚴の果分の分齊なるべしと云うに至ては、誰か『大本花嚴』の円々海
を花嚴の果分と共許せんや。『大本経』は権多実少の経なるが故に、円々海徳諸仏とは密仏を指すなり。
故に『論』に「不二の法を彼の仏に形ふるに、其の徳勝れたるが故に」と文り。彼の文を証とし、『大本経』
76
を引くなり。大師、彼の仏は種因海の仏なりと判じたまえり。因果二仏の撰不撰は是れ顕密優劣の証文
77
なり。何ぞ『花嚴経』の所説なるを以て花嚴宗の所立の果性不可説に同ぜんや。

註

- 1 林田光禪「真言宗綱要」（『真言宗選書』第三卷、一九八六）一六頁
- 2 勝又俊教『真言の教学―大疏百条第三重の研究―』（国書刊行会、一九八一）
- 3 但し、現在の智山派・豊山派の堅義において用いられている算題の中、『法勝勝劣』『二門峙立』『立義法数』『自門心念』『無
78
為第八』は、新義真言研究会『大疏第三重・釈論第三重の研究』（大正大学総合仏教研究所、二〇〇一）の中で翻刻・国訳
がなされている。

- 4 論義の算題には《 》を付すことにする。
- 5 卷一にはないが、他卷（全十卷）には朱書きや押紙がなされる場合もある。
- 6 『通玄鈔』（『中統』七三、八一丁左下）
- 7 『記』（『中統』七三、一三丁右七）
- 8 『通玄鈔』（『中統』七三、八一丁左下）
- 9 『釈論』（『大正藏』三三、六〇三頁下／六〇三頁上の偈頌）
- 10 『釈論』（『大正藏』三三、六〇二頁上）
- 11 『釈論』（『大正藏』三三、六四九頁中）
- 12 『釈論』（『大正藏』三三、六六六頁中）但し、「に帰依して」は底本にはないが、原文にあるため、（ ）を付して挿入した。
- 13 『通玄鈔』（『中統』七三、八一丁左下）
- 14 『通玄鈔』（『中統』七三、八一丁左下）
- 15 『釈論』（『大正藏』三三、六〇〇頁上）
- 16 『釈論』（『大正藏』三三、六〇〇頁上）
- 17 『通玄鈔』（『中統』七三、八一丁左下）
- 18 『通玄鈔』（『中統』七三、八一丁左下）
- 19 「容有」とは「容有（有るべき）」の意である。
- 20 『釈論』（『大正藏』三三、六〇二頁上）
- 21 『通玄鈔』（『中統』七三、八六丁右上）
- 22 『通玄鈔』（『中統』七三、八一丁左下）
- 23 『釈論』（『大正藏』三三、六六八頁上）

- 24 『釈論』(『大正藏』三三、六六八頁上) 但し、「故に」は原文にないため、()を付した。
- 25 『釈論』(『大正藏』三三、六〇二頁上)
- 26 『通玄鈔』(『卍統』七三、八一丁左下)
- 27 『釈論』(『大正藏』三三、六〇二頁上)
- 28 「再」について、運敵は「並」の誤りであると指摘しており、『二教論』を見ても「並」である。
- 29 「耶」について、運敵は「也」の誤りであると指摘しており、『二教論』を見ても「也」である。
- 30 「幽」の誤りか。
- 31 『二教論』(『弘大全』第一輯、四七四頁)。この文の「釈論」について、頼瑜『二教論愚草』では『大智度論』とする。これを『釈論』とするのは宥快説。問者は宥快説を取り、この後、答者は頼瑜説を取る。
- 32 覚鏝『釈論指事』(『興大全』上、七二頁)
- 33 『釈論』(『大正藏』三三、六〇一頁下)
- 34 『釈論』(『大正藏』三三、六〇六頁下、取意)
- 35 『釈論』(『大正藏』三三、六〇七頁中、取意)
- 36 『二教論』(『弘大全』第一輯、四七四頁)
- 37 『大日経』(『大正藏』一八、四頁下)
- 38 『釈論』(『大正藏』三三、六〇一頁下)
- 39 『釈論』(『大正藏』三三、六六八頁上)。但し『大正藏』は「円円海得(≡徳[㊦])諸仏」である。
- 40 常暁『常暁和尚請来目錄』(『大正藏』五五、一〇六九頁中)。但し、『大正藏』は「横に顕教を釈し、豎に秘藏を括る」である。常暁は入唐八家の一人。
- 41 覚鏝『釈論愚案鈔』(『興大全』上、一〇一頁上)

- 42 空海『十住心論』第九（『弘大全』第一輯、三八八～三八九頁、取意）
- 43 常暁『常暁和尚請来目録』（『大正蔵』五五、一〇六九頁中）
- 44 三離の説とは離言説相・離名字相・離心縁相の三つ。『起信論』（『大正蔵』三二、五七六頁上）。
- 45 『釈論』（『大正蔵』三三、六〇六頁上）
- 46 『釈論』（『大正蔵』三三、六〇六頁中）
- 47 『金剛三昧経』（『大正蔵』九、三七一頁上）。当該箇所は『釈論』（『大正蔵』三三、六〇六頁上）に引用される。また、『二教論』（『弘大全』第一輯、四八九～四九〇頁）においても言及されている。
- 48 『今日云説法』について、運徹は『金剛三昧経』「今者如来云何説法」（『大正蔵』九、三七一頁上）からの引用であるとする。なお、『金剛三昧経』の当該箇所は『釈論』（『大正蔵』三三、六〇六頁上）に引用される。
- 49 『起信論』（『大正蔵』三三、五七六頁上）
- 50 『釈論』（『大正蔵』三三、六〇六頁下）
- 51 『維摩詰所説経』「入不二法門品」（『大正蔵』一四、五五〇頁中～五五一頁下）
- 52 『釈論』（『大正蔵』三三、六〇六頁下）
- 53 『釈論』（『大正蔵』三三、六〇六頁中）
- 54 『二教論』の『六波羅蜜経』に対する喩釈の部分に「掩耳の智剖割を待たじ」という譬がある（『弘大全』第一輯、四九四頁）。掩耳の智とは「鳴っている鐘をぬすんで手で耳を掩うような愚かな考えの者」をいう（勝又俊教『弘法大師著作集』二、二九頁参照）。
- 55 『二教論』（『弘大全』第一輯、四七四頁）
- 56 『二教論』（『弘大全』第一輯、四八二頁）
- 57 「並」の誤りか。『二教論』には「並」とある。
- 58 運徹は「事」の誤りと指摘する。

- 59 『釈論』（『大正蔵』三三、六〇一頁下）。なお、『二教論』（『弘大全』第一輯、四七九頁）に引用される。
- 60 法蔵『華嚴一乘教義分齊章（『華嚴五教章』）』（『大正蔵』四五、四七七頁上）。なお、『二教論』（『弘大全』第一輯、四八〇頁）にも引用される。但し、底本に引用される「不与教相応離教說故」の「離教說」は『華嚴五教章』にはないので（ ）を付した。
- 61 『二教論』（『弘大全』第一輯、四八二頁）
- 62 『二教論』（『弘大全』第一輯、四七四頁）
- 63 『二教論』（『弘大全』第一輯、四七六頁）
- 64 『釈論指事』（『興大全』上、八五頁）
- 65 『釈論指事』（『興大全』上、八五頁）
- 66 運敵によれば、「言うべし」が「会すべし」となるものもある。
- 67 『二教論』（『弘大全』第一輯、四七四頁）
- 68 『釈論』（『大正蔵』三三、六六八頁上）
- 69 運敵は「乎」を「事」の誤りとしており、文脈に随って本稿も「事」と取る。
- 70 空海『十住心論』第九（『弘大全』第一輯、三八九頁）
- 71 『釈論指事』（『興大全』上、七一〜七三頁）
- 72 『釈論指事』（『興大全』上、八五頁）
- 73 『二教論』（『弘大全』第一輯、四七四頁）
- 74 『釈論』（『大正蔵』三三、五九八頁下）の「一切諸教法は皆な立義分に尽くす。一切諸所化の機は皆な初因縁分に尽くす」の文に対し、『釈論指事』（『興大全』上、八五頁）では「因果二教に通ず」「因果二機に通ず」と解釈している。
- 75 『釈論指事』（『興大全』上、八五頁）
- 76 『釈論』（『大正蔵』三三、六六八頁上）。なお、『二教論』（『弘大全』第一輯、四七九頁）・『十住心論』第九（『弘大全』第一輯、

三九三～三九四頁）にも引用される。

77 『十住心論』第九（『弘大全』第一輯、三九三～三九四頁）

（キーワード）聖憲、積論百条第三重、大乘通局、顕論密論、不二顕密